第14回

平成30年11月9日



平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作者

14条~16条

著作者とは、著作物を創作する者

保護の対象となる著作物を独自に創作する者であれば、 大人であることや専門家である必要はなく、子供でも一 般の者でも著作者となり得る

2条1項2号 <u>著作者</u> 著作物を創作する者をいう。

著作権者とは、著作権の権利を有する者

著作物が創作されると創作した者が著作権者となるが、この著作権は譲渡することができ、著作者から譲り受けた者が著作権者となり、著作者と著作権者が異なることとなる

1

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

著作者の推定

14条~16条

著作物に氏名が表示されていれば著作者と推定 <雅号, 筆名, 略称(変名)が周知であれば推定>

夏目漱石く夏目金之助> 『吾輩は猫である』『こゝろ』



藤子·F·不二雄<藤本 弘> ~1996年9月23日 藤子不二雄(A) 〈安孫子 素雄〉



平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作者とは、著作物を創作する者

職務著作

以下の条件を満たせば、法人が著作者

- ① 使用者(法人)の発意
- ② 職務上作成
- ③ 使用者(法人)の名前で公表 プログラムについてはこの要件は不要
- ④ 別段の取り決めがない

例. 新聞記者が書いた新聞記事 公務員が書いた白書などの報告書

使用者には、法人格を有しない自治会やPTAのような団体も 含まれる

3

講習資料職務著作

知財高裁181019

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、 職務著作と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部長A 」との記載は、講師がAであることを表示しているにすぎず、 肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Aが 所属する会社名を表示するにすぎないものであって、会社の 著作名義に結び付かない。

講習資料集として、工業会の作成名義の下にまとめられて 一つの冊子となり受講生に配付されているもので あるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めるこ とができず、Aがその著作者というべきである。

平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作者 著作者とは、著作物を創作する者

映画の著作

職務著作でない場合、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当し て映画の全体的形成に創作的に寄与した者

※ 原作、脚本、映画音楽など、映画の中に「部品」などとして 取り込まれている著作物の著作者は、全体としての「映画」の 著作者ではないから、映画の著作者とはならない

青い海のまち・みさわ

映画の未編集フイルムの権利帰属

映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、著作物と認められるに足りる映画が完成することが必要であるから、いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはなく、未編集の状態であるフィルムについては、著作物と認めるに足りる映画はいまだ存在しない

撮影収録された映像が、それ自体で創作性、著作物性を備えたものというべき場合、当該フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影にかかわった著作者に帰属する

東高判050909 最二判081014





wiki

6

平成30年度【知的財産法】杉山 務

共同著作者

著作物を共同で創作する者

14条~16条

共同著作

二人以上の者が共同して著作物を創作した場合,各人の寄与分を分離して個別に利用できない著作物については,共同で著作者となる。

権利行使は、共同で行い、権利の保護期間は最後に死亡した 著作者の死亡時から起算

分離できる (共有著作物) 歌詞と楽曲, 小説と挿絵, 原作と作画 事典の担当分野

分離できない 囲碁対局棋譜,座談会



藤子不二雄

平成30年度【知的財産法】杉山 務

4

著作者の権利

著作者人格権

・著作者の人格的利益(精神的に傷つけられない)を保護 公表権

未公表の作品を、公表するかしないか決定する権利 <無断で公表されても公表されたことにならない>

氏名表示権

実名又は変名を、表示するかしないか決定する権利

同一性保持権

著作物及び題号の同一性を保持する権利

8

平成30年度【知的財産法】杉山 務

三島由紀夫手紙事件

東高120523 東地111018

著作者人格権, 公表権, 相続

生前の三島由紀夫が福島次郎 に宛てた手紙を,実名小説 「三島由紀夫 -- 剣と寒紅」で 公開した

私信が著作権法上の著作物と判 断された



文芸春秋



とえかんこう

9

キャンディ・キャンディ

東高120330



翻案権,放送権,氏名表示権

争点:連載漫画の登場人物の絵のみを利用する行為に対して原作者としての権利が及ぶか



原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる

10

平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作権は誰のものか

会社の命令で社員がソフトを職務上作成した場合

著作権者は, 会社か 社員か



A)一般的には、会社(法人)のもの

原則論では実際にソフトを作成したAさんだが、著作権の管理、法律関係を簡潔にし、著作物の利用を促進するため、下記の3つの条件が成立する場合、会社(法人)のものとなる

①会社の発意に基づき、社員が職務上作成したものであること

②会社が自己の著作名義の下に公表すること(ただし、プログラムの場合は公表しなくても良い)

③作成時における契約, 勤務規則, その他に別段の定めがないこと

11

著作権は誰のものか

複数人(A, B, C)が共同でソフトを作成した場合

著作権者はだれか



プロジェクトチーム

全員が著作権者

共同著作物とみなされ、著作権はA, B, Cの3人全員で一つ存在する

ソフトを利用したいDは,A,B,C全員から許諾を得る必要があり,A,Bから許諾を得てもCが許諾に反対すれば利用できない

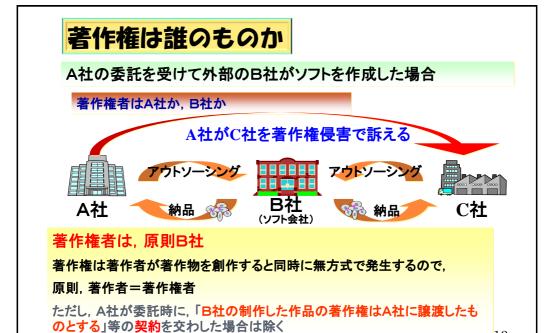
ただし、著作権の円滑な利用を図るため、Cは正当な利用なく、許諾の同意を拒めない(65条3項)

12

13

平成30年度【知的財産法】杉山 務

平成30年度【知的財産法】杉山 務



7

RGBアドベンチャー事件

最二150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実は、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。

14

平成30年度【知的財産法】杉山 務

智恵子抄事件

最三050330

高村光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、 格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認される

本件編集著作物である「智惠子抄」は、詩人である 高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めと して、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであっ て、その生存中、その承諾の下に出版されたものであるこ とは、原審の適法に確定した事実である。

そうすると、仮に光太郎以外の者が「智惠子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認されるものであり、したがって、その編集著作権が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは、極めて限られた場合にしか想定されないというべきである。



智惠子抄 [Kindle版] 高村 光太郎 (著) Kindle 価格: ¥ 0

_ 15

江差追分事件

最一判130628

氏名表示権,翻案権,放送権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組:「ほっかいどうスペシャル・・ ・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



争点:プロローグの翻案にあたるか

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、 事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない 部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案に は当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

16

平成30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

z To

ご清聴 ありがとうございました。

⑤の提出

15回(14日:水)は、著作権の内容,支分権,保護期間

_ 17

著作者1

著作者とは、「著作物を創作する者をいう。」(2条1項2号)

- (1) 著作者人格権
 - ① 公表権 (無断で公表されない権利) 創作物を公表するかしないか (18条) 意に反して公表されても公表権は失わない。著作権の制限、権利期間に影響
 - ② 氏名表示権(名前の表示を求める権利)表示するかしないか: 実名,変名(筆名)(19条)
 - ③ 同一性保持権 (無断で改変されない権利) 著作物の内容や題号を無断で改変(変更, 切除) されない権利 (20条) 意に反する改変禁止
 - ・著作者の人格的利益(精神的に傷つけられないこと)を保護
 - ・ 著作物が創作された時点で付与 (無審査, 無登録)
 - ・譲渡又は相続をすることができない。逆に放棄もできない。
 - ・保護期間は著作者の生存期間。しかし、著作者が存しなくなった後でも、著作者人格権の侵害となる行為はしてはならない
 - ☆ 一身専属(59条), 死後の利益保護(60条), 保護の措置(116条)

遺族(配偶者,子,父母,孫,祖父母,兄弟姉妹),差止,廃棄,名誉回復

☆ 著作者の推定:著作物に氏名が表示されていれば著作者と推定

<雅号,筆名,略称(変名)が周知であれば実在の著作者を推定>

無名や周知でない変名の著作物の保護期間は、団体名義の著作物と同様公表後50年ただし、その間に実名登録されれば死亡時起算となる。

- (2) 職務著作:要件を満たせば法人が著作者となる。(15条) 講習資料職務著作事件(知財高裁 181019)
 - ★ 勤務規定に「全ての著作物を会社に譲渡する」の記述があっても人格権は譲渡されない。
- (3) 共同著作: 寄与分を分離して個別に利用できない著作物

自ら著作物を利用する場合や第三者へ利用許諾などの権利行使は,共有者の同意必要 権利の保護期間は最後に死亡した著作者の死亡時から起算

例えば楽曲は、歌詞と曲を分離して利用できるから、共同著作物ではなく、結合著作物

- ★ 職務著作の要件を満たす会社の従業員と、従業員でない自然人が共同で創作した著作物は、法人と自然人 との共同著作物
- (4) 映画の著作: 職務著作でない場合,制作,監督,演出,撮影,美術等を担当して映画の全体的形成 に創作的に寄与した者が著作者
 - ★ 全体でなく一部に寄与した者、俳優や歌手、エキストラなどは映画の著作者とならないから、映画に関する 権利は、参加を承諾すればなくなる。 <ワンチャンス主義>

14条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(職務上作成する著作物の著作者)

15条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

¹ 第二節 著作者 (著作者の推定)